

令和4年第2回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件 名	ページ 番 号
議案第56号	専決処分の承認を求めることについて(令和4年度三豊市一般会計補正予算(第2号))	2
議案第57号	令和4年度三豊市一般会計補正予算(第3号)	4
議案第58号	令和4年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	5
議案第59号	令和4年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)	6
議案第60号	令和4年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	7
議案第61号	令和4年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	8
議案第62号	令和4年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	9
議案第63号	三豊市税条例等の一部改正について	10
議案第64号	三豊市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について	16
議案第65号	三豊市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	18
議案第66号	工事請負契約の締結について	20
議案第67号	財産の取得について(マイナンバー系分離環境機器)	21
議案第68号	財産の取得について(インターネット系分離環境機器)	22
議案第69号	財産の取得について(消防ポンプ自動車)	23

議案第 5 6 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度三豊市一般会計補正予算
（第 2 号））

令和 4 年度三豊市一般会計補正予算（第 2 号）を定めることについて、地方自治
法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の
規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 4 年 6 月 9 日提出

三豊市長 山下 昭史

専決処分書

令和４年度三豊市一般会計補正予算（第２号）について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

令和４年５月２４日

三豊市長 山下 昭史

議案第 57 号

令和 4 年度三豊市一般会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度三豊市一般会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 9 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 58 号

令和 4 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 9 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 59 号

令和 4 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 9 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 6 0 号

令和 4 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 4 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 9 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 6 1 号

令和 4 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 4 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 9 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 6 2 号

令和 4 年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 4 年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 9 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 6 3 号

三豊市税条例等の一部改正について

三豊市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 9 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市税条例等の一部を改正する条例

(三豊市税条例の一部改正)

第1条 三豊市税条例（平成18年三豊市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、「（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）」を削り、同条第

2 項中「第 2 条第 4 項ただし書」を「第 2 条第 3 項ただし書」に改め、同条中第 6 項を削り、第 7 項を第 6 項とし、第 8 項から第 10 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 36 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が 133 万円以下であるものに限る。次条第 1 項において同じ。）の氏名

第 36 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。第 2 号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しないもの」を加え、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第 53 条の 7 中「第 2 条第 4 項ただし書」を「第 2 条第 3 項ただし書」に改める。

第 73 条の 2 第 1 項中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第 382 条の 4 に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第 73 条の 3 第 1 項中「交付」の次に「（法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「令和 15 年度」を「令和 20 年度」に、「令和 3 年」を「令和 7 年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第25条を削る。

（三豊市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 三豊市税条例の一部を改正する条例（令和3年三豊市条例第19号）の一部を次のように改正する。

三豊市税条例第36条の3の3第1項の改正規定を次のように改める。

第36条の3の3第1項中「扶養親族（）」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改める。

附則第2条第3項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中三豊市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条

の 3 の 2 第 1 項及び第 1 7 条の 2 第 3 項の改正規定並びに同条例附則第 2 5 条を削る改正規定並びに第 2 条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 5 年 1 月 1 日

- (2) 第 1 条中三豊市税条例第 3 3 条第 4 項及び第 6 項、第 3 4 条の 9 第 1 項及び第 2 項、第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書（「所得税法第 2 条第 1 項第 3 3 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 9 0 0 万円以下であるものに限る。）の法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 0 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 9 5 万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める部分に限る。）及び第 2 項並びに第 5 3 条の 7 の改正規定並びに同条例附則第 1 6 条の 3 第 2 項、第 2 0 条の 2 第 4 項並びに第 2 0 条の 3 第 4 項及び第 6 項の改正規定並びに第 2 条（三豊市税条例の一部を改正する条例（令和 3 年三豊市条例第 19 号）附則第 2 条第 3 項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第 3 条第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

- (3) 第 1 条中三豊市税条例第 1 8 条の 4 第 1 項の改正規定、同条例第 7 3 条の 2 第 1 項の改正規定及び同条例第 7 3 条の 3 第 1 項の改正規定並びに次条及び附則第 4 条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 24 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第 2 条 前条第 3 号に掲げる規定による改正後の三豊市税条例第 1 8 条の 4 第 1 項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 2 0 条の 1 0 の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第 3 条 第 1 条の規定による改正後の三豊市税条例（以下「新条例」という。）第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる日（以下この項及び次項において「1 号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき第 1 条の規定による改正前の三豊市税条例（次項において「旧条例」という。）第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与について提出した同項及び同条第 2 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の三豊市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の三豊市税条例第73条の2第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳の閲覧について適用する。

2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の三豊市税条例第73条の3第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書の交付について適用する。

議案第 6 4 号

三豊市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

三豊市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 9 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

三豊市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年三豊市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に、「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 5 号

三豊市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

三豊市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 9 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

三豊市後期高齢者医療に関する条例（平成20年三豊市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第5項から第10項まで」を「第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の三豊市後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

議案第 6 6 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和 4 年度 三豊市宝山湖公園改修工事 |
| 2 | 工事の場所 | 三豊市山本町神田地内 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 4 4 4 , 1 8 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 香川県三豊市財田町財田上 3 7 5 1 番地
安藤建設・山本・片桐特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社安藤建設 代表取締役 安藤 恵介 |

令和 4 年 6 月 9 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 67 号

財産の取得について（マイナンバー系分離環境機器）

次のとおり財産を取得することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 財産の種類 動産
- 2 取得する財産 マイナンバー系分離環境機器
- 3 内 訳

動 産	数 量
マイナンバー分離環境用サーバ	6 台
その他機器及び関連ソフトウェア	一式

- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 取得価格 88,000,000円
- 6 契約の相手方 香川県観音寺市柞田町丁93番地34
株式会社四電工 観音寺営業所
所長 佐藤 直樹

令和4年6月9日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 6 8 号

財産の取得について（インターネット系分離環境機器）

次のとおり財産を取得することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 財 産 の 種 類 動 産
- 2 取得する財産 インターネット系分離環境機器
- 3 内 訳

動 産	数 量
インターネット系分離環境用サーバ	4 台
その他機器及び関連ソフトウェア	一式

- 4 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 5 取 得 価 格 2 3 , 6 1 2 , 0 5 0 円
- 6 契約の相手方 香川県高松市番町一丁目 1 0 番地 2
株式会社富士通四国インフォテック
代表取締役 竹井 真素夫

令和 4 年 6 月 9 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 6 9 号

財産の取得について（消防ポンプ自動車）

次のとおり財産を取得することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

1	財 産 の 種 類	動 産
2	取得する財産	消防ポンプ自動車
3	数 量	1 台
4	契 約 の 方 法	指名競争入札
5	取 得 価 額	2 3 , 6 5 0 , 0 0 0 円
6	契約の相手方	香川県高松市伏石町 1 3 4 0 番地 3 株式会社岩本商会 高松支店 支店長 別所 拓也

令和 4 年 6 月 9 日提出

三豊市長 山下 昭史